

合にその事務を行ない、後者については、県内現職教員について、教員の資格に関する実態を把握しその資格の向上のための方策をたて努力しているところである。しかしながら、この目的の実現は何分にも個人々の努力にかかることであるので、教諭資格を有しない者であっても、常に自己の研修に努め、資質の向上をはかるとともに、あわせて資格の向上に努力されるよう期待するものである。

## 1 本年度における教育職員免許状の授与状況

次のとおりである。

特に中学校教諭 2 級普通免許状の授与件数が多くなっているのは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）附則第 6 項に基づく技術の免許状の授与が含まれているためである。

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 小学校教諭 1 級普通免許状                | 284件   |
| 小学校教諭 2 級普通免許状                | 404件   |
| 中学校教諭 1 級普通免許状                | 304件   |
| 中学校教諭 2 級普通免許状                | 1,636件 |
| 高等学校教諭 1 級普通免許状               | 19件    |
| 高等学校教諭 2 級普通免許状               | 275件   |
| 幼稚園教諭 1, 2 級普通免許状             | 76件    |
| 養護教諭 1, 2 級普通免許状              | 23件    |
| 盲学校, ろう学校, 養護学校教諭 1, 2 級普通免許状 | 7件     |
| 助教諭免許状                        | 399件   |

## 2 小中学校にかかる教諭仮免許状ならびに教諭仮免許状に係る所要資格証明書の有効期限

これは昭和38年 3 月31日までとなっており、仮免許状の資格の者は前記期限内に教諭 2 級普通免許状の授与を受けないときは、教諭の身分を持続できないことになっていた。当委員会としては数年来各仮免許状の資格の者に対する指導ならびに単位の修得に努力して来たところであるが、特に本年度は最終年度であることにかんがみ、各出張所ごとに係員を派遣して、個人指導にあたり、また例年の夏期免許法認定講習のほかに10月21日より11月20日にかけて 1 カ月間仮免許状の資格者を対象とする免許法認定講習を開催するなどその対策に努力した。しかし該当事者のうち49名が、期限までに教諭 2 級普通免許状の授与を受けることができなかったために、このうちの24名が教職を去り、また25名が助教諭に降任されたことはまことに遺憾なことであった。

## 3 教機職員免許状の上進

教育職員免許状はすべての教員が教諭 1 級普通免許状を有することを理想とするものである。教諭 2 級普通免許状の資格の者が教諭 1 級普通免許状の授与を受ける方

法は教育職員免許法第 6 条別表第 3 によることになっておる、最近このケースの出願は、15年以上の実務により単位の修得なしで出願する者が約80%をしめておる。制度としてこの方法がある以上この方法によることを非難するものではないが、5年以上の実務と必要単位の修得により得られるものであるので、特に若い教員にあっては、上級資格の取得に心がけ、平素の研修に努力されることを望むものである。

## 4 教育職員免許状の授与事務

授与事務にあたっては、直接身分に関係のある事務にかんがみ、正確と迅速を旨とするよう心がけておるところであり、原則として願書受理の翌月中には、当該教育職員免許状を出願者に送付するようにしておるが、単なる書類不備等により授与がとくられる事例も多くあるので、各出張所における事務担当者はもちろん、各学校の係等においても、出願事務について、いっそうのご研究を期待するものである。

## 第 6 節 教職員の給与

### 1 給与改定の概要

昭和37年度においては、前年度に引き続き人事院の給与改定に基づく国家公務員の給与改定が行なわれ、本県においてもこれに準じて 8 %弱のベースアップが実施された。改定内容の要旨は、初任給の引き上げ、中位等級以下の号給構成の合理的改善、期末、勤勉手当の引き上げ等であった。

諸手当については給与改定に附随して改定された暫定手当、期末手当、勤勉手当のほか、初任給調整手当の支給額及び支給資格の拡大、宿日直手当、多学年学級担当手当、昼夜間兼務手当、通信教育面接指導手当、夜間勤務手当、舎監手当の支給額の増額等大中に改善のあとがみられる。

次にベースアップ後における給料表上での職員の分布状況並びに諸手当の改正要旨について表示することとする。

(1) 昭和38年 2 月 1 日現在等級別号給別職員分布状況表